

旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で子どもの居場所づくりを実施する市民団体等に対し、補助金を交付することにより、困難を抱える家庭の孤立を防ぎ、子どもが安心して暮らせるよう地域全体で子どもたちを見守る環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「子どもの居場所」とは、市民団体等が営利を目的とせずに行う、次のいずれかの活動をいう。

- (1) 「子ども食堂」 子どもに手作りの食事を提供し、共に食卓を囲み、団らんの場を提供する活動。
- (2) 「学習支援」 子どもの学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のための支援やその取組を通じて、地域の大人との交流の場を提供する活動。
- (3) 「プレーパーク」 子どもが屋外で自由に工夫して遊びを作り出すことができる冒険遊び場の環境を整え提供するとともに、子どもの安全を確保しながら遊びを支援する活動。

(交付対象事業)

第3条 当該補助金の交付対象となる活動は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 旭川市内で原則、同じ会場において定期的を開催すること。
- (2) 開催の回数は、年4回以上とする。ただし、実施上やむを得ない場合は、この限りではない。
- (3) 食事の提供を行う場合、子どもに提供する食事代は、原則、無料とすること。ただし、子どもが調理に参加しない場合の実費徴収は、この限りではない。
- (4) プレーパークを行う場合、遊びを支援する者を配置すること。
- (5) 合理的な理由がある場合を除いて、子どもの特性等によって参加する子どもを限定しないこと。また、参加する子どもについて、参加登録をさせること。
- (6) 子どもの安全性に十分配慮すること。
- (7) 活動を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。ただし、必要に応じて、支援機関等に情報提供するなどの場合は、この限りではない。
- (8) 宗教活動又は政治活動を行わないこと。

2 子どもの居場所づくりの活動が、旭川市の他の補助金・負担金の交付対象事業となる場合は、当該補助金の交付対象外とする。

(補助対象者)

第4条 当該補助金の交付対象事業を実施する市民団体等は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 市内に活動拠点を有し、主として市内において活動する団体・個人であること。
- (2) 公序良俗に反する活動を行う団体・個人でないこと。
- (3) 暴力団及び暴力団員でないこと。又は暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者を構成員としている団体でないこと。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、第3条に規定する交付対象事業に係る経費のうち、会場使用料及び保険料とする。ただし、会場使用料は、地区センターや住民センターなどのあらかじめ使用料金が規定されている施設を利用する場合に限る。

2 前項に規定する経費のうち、特定の収入が充当される場合は、当該充当額については対象外とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条に定める補助対象経費とし、子どもの居場所づくり事業1か所につき会場使用料は30,000円、保険料は50,000円を年の上限額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助金交付申請額算出調書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、交付目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(交付決定等の通知)

第9条 市長は、前条に係る交付の決定をしたときは、速やかに旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。また、補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定後において、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（状況報告及び調査）

第12条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

2 前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

（申請内容の変更及び承認）

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく旭川市子どもの居場所づくり支援補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、第9条の規定を準用し、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は前条に規定する補助事業の廃止の承認

を受けたときは、速やかに旭川市子どもの居場所づくり支援補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 事業精算書（様式第7号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査し、必要に応じて行う現地調査等によって、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、第14条の規定による報告書の提出があった場合で、報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対してこれに適合させるための措置を講ずるように指示するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助目的外の用途に使用したとき。
- (2) 補助事業の執行に関し、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の申請及び実績報告に虚偽その他不正な行為があったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（交付の時期）

第18条 補助金の交付は、第15条の規定により補助金の額を確定した後において行うものとする。

（補助金の概算払）

第19条 前条の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金概算払申請書（様式第9号）を提出し、承認を受けなければならない。

ないものとする。

3 前項の承認については、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金概算払承認通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定め、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第21条 市長は、第12条第2項又は第16条の規定による指示をするとき、又は第17条第1項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（関係書類の整備等）

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了期日が属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。